

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 重点戦略の展開

第1項 重点戦略Ⅰ 「知る」

関連する



目標

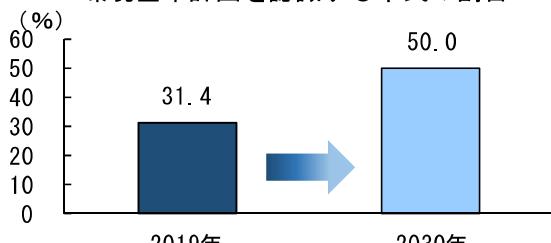
結城市の環境基本計画、環境保全活動を知る

市民の皆さんや事業者の皆さんの活動を促すためには、本市自体がどのような環境であるかを「知る」必要があります。また、市や市民団体がどのような環境保全活動を実施しているのかを把握することにより、自主的・自発的な行動に繋がります。そこで、環境に関する情報を積極的に発信することにより、環境の保全と創造に興味を持ち「みんなで築く」活動が広がることを目指します。

達成指標

<市民アンケート>

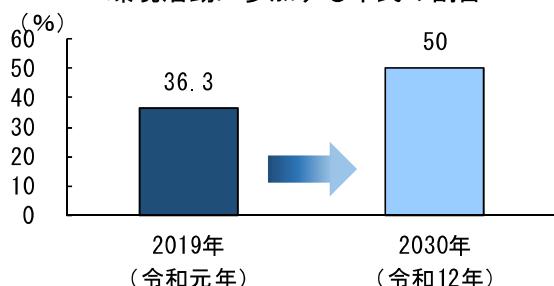
環境基本計画を認識する市民の割合



【生活環境課】

<市民アンケート>

環境活動に参加する市民の割合



【生活環境課】

市民アンケートの「環境基本計画を認識する市民の割合」

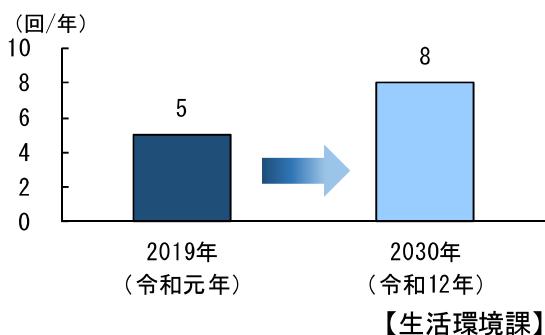
| | |
|------------------|-------|
| ① 知らない | 68.6% |
| ② 知っているが読んだことはない | 18.9% |
| ③ 読んだことがある | 31.4% |

市民アンケートの「環境活動に参加する市民の割合」

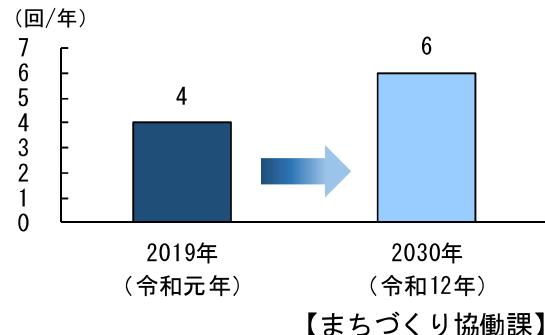
| | |
|--|-------|
| ① 環境活動に参加したことはない | 47.7% |
| ② 以前は活動、又はイベントに参加したことがある | 16.0% |
| ③ 特定団体には所属していないが、自治体の美化活動など単発のイベントには参加している | 11.8% |
| ④ 自治会・町内会の活動で継続的に活動している | 36.3% |

達成指標を実現するための活動指標

地球温暖化防止活動の実施回数



市民団体活動の広報等への掲載回数



達成指標を実現するための施策

担当部署

各種キャンペーン、イベント、ホームページ、広報紙による情報発信

担当各課

市民活動団体の情報やイベントを広報紙などで情報発信し、市民活動への参加機会の拡大促進

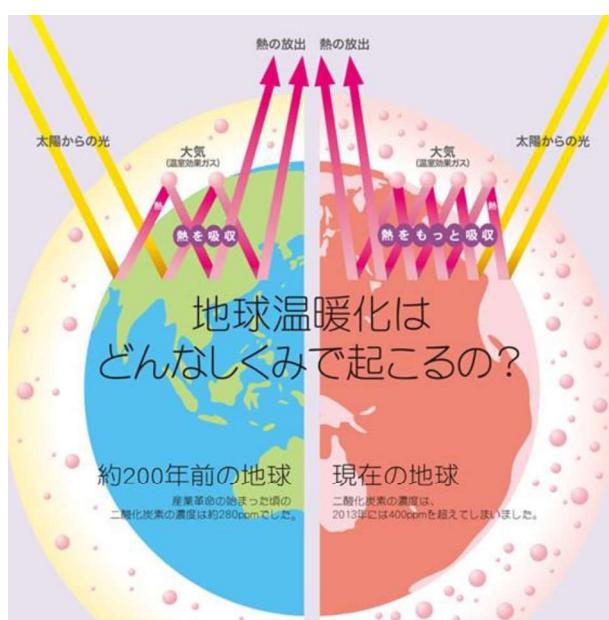
まちづくり協働課

地球温暖化防止に係る情報（地球温暖化の理解、防止行動の必要性の認識など）の発信

生活環境課

市民のニーズに応えた行政情報の正確な伝達及び継続的な情報公開

担当各課



地球温暖化のメカニズム

出典：JCCCA のウェブサイト

第2項 重点戦略Ⅱ 「育てる」

関連する
SDGs の目標



目標

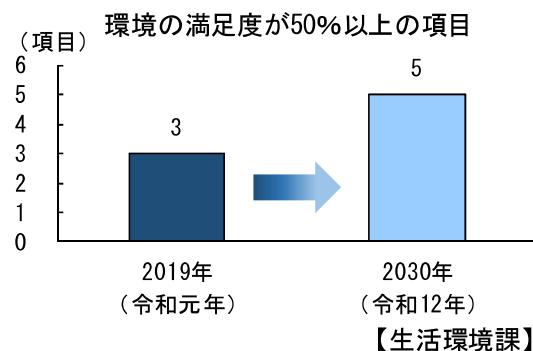
環境保全に関わる人材の創出や基盤となる団体・組織の仕組みを育てる

環境に関する知識を得ることは、環境問題を考えるうえでとても大切です。さらに興味・関心を「育てる」ことで環境活動に取り組む人や団体・組織の育成に繋がります。

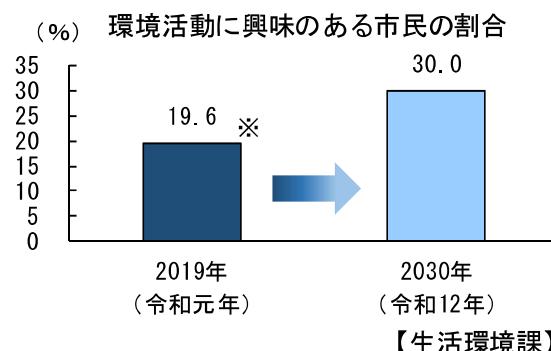
そこで、多くの人が環境保全に関する講座やふるさと体験事業などに参加することにより、自然と触れ合う機会を作り「人と自然の共生」の実現を目指します。

達成指標

<市民アンケート>



<市民アンケート>



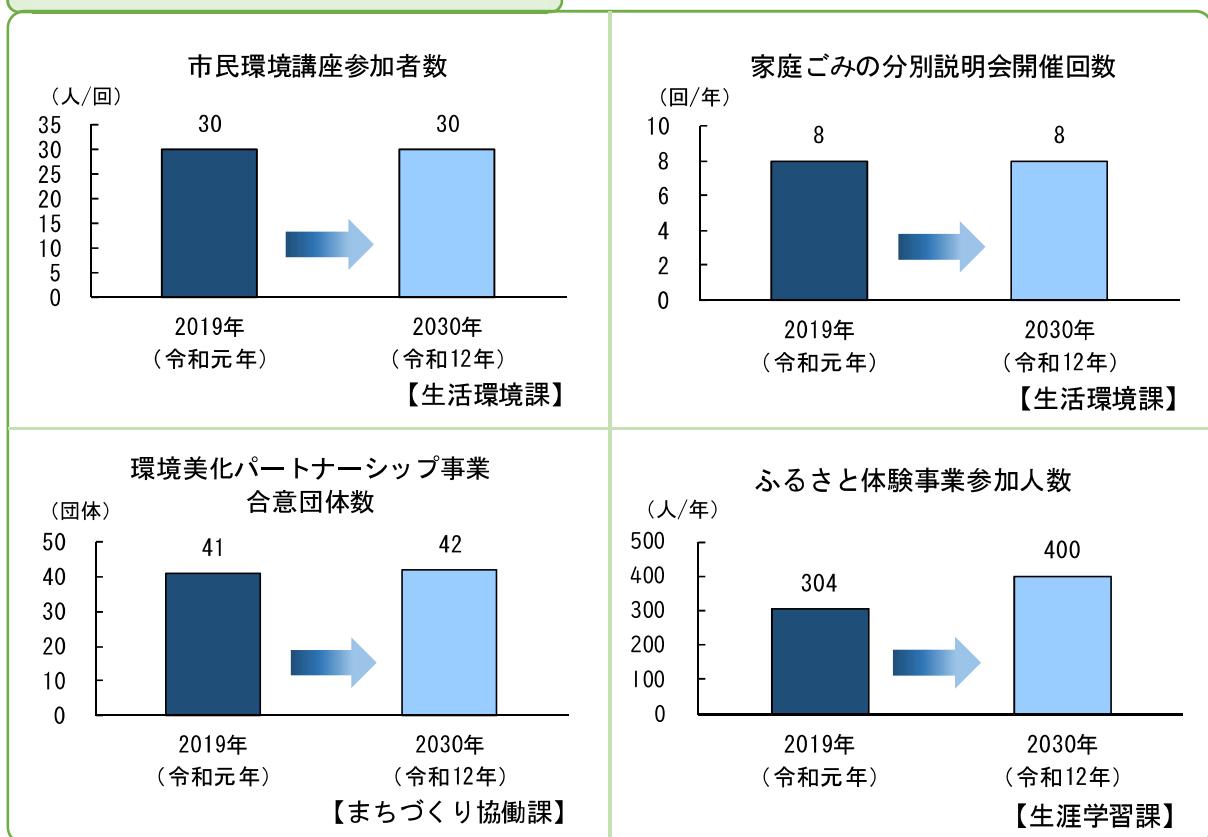
市民アンケートの「環境の満足度」の6項目

| | | | |
|--------------|-------|----------------|-------|
| ① 空気のきれいさ | 57.6% | ④ 緑の豊かさ | 55.3% |
| ② 川などの水のきれいさ | 40.7% | ⑤ 水辺など自然との触れ合い | 33.8% |
| ③ 家の周りの静けさ | 56.9% | ⑥ 景観の美しさ | 40.7% |

市民アンケートの「環境に興味のある市民の割合」の10項目

| | | | |
|--------------------|-------|----------------------|-------|
| ① 地球温暖化防止活動 | 15.2% | ⑥ 農業体験・農業支援などの活動 | 5.8% |
| ② 生き物の保護活動や自然観察会 | 8.3% | ⑦ 不法投棄などの監視活動 | 5.6% |
| ③ 里山※や山林などの整備・保護活動 | 5.9% | ⑧ 一斉清掃や空き缶拾いなど町の美化活動 | 23.3% |
| ④ 川の清流を守る活動 | 5.9% | ⑨ リサイクル活動 | 14.2% |
| ⑤ 花作りなどの身近な緑化活動 | 14.9% | ⑩ その他 | 1.1% |

達成指標を実現するための活動指標



| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|--------------|
| 自然体験や創作活動など、環境資源を用いた体験活動の機会の提供 | 生涯学習課 |
| 河川や水生生物の観察会など、親水空間における水環境を学ぶ機会の提供 | 担当各課 |
| 自主的な環境学習・環境保全の取り組みに向けた、「こどもエコクラブ」への参加促進 | 生活環境課 指導課 |
| 小中学校の授業や課外活動における環境教育・環境学習の充実 | 指導課 |
| 環境に関する図書の導入など、学校図書館や市立図書館における環境関連図書の充実 | 指導課 生涯学習課 |
| 小学生の環境学習のための副読本への情報提供 | 生活環境課 |
| 本市の環境保全に取り組む人材や専門家の活用、環境活動指導者としての養成にむけた体制構築 | 生活環境課 |
| 環境負荷低減に向けた改善策の助言など、事業者の総合的な環境保全行動の促進 | 生活環境課 |
| 環境美化パートナーシップ事業への参加促進 | まちづくり協働課 |

第3項 重点戦略Ⅲ 「守る」

関連する
SDGs の目標



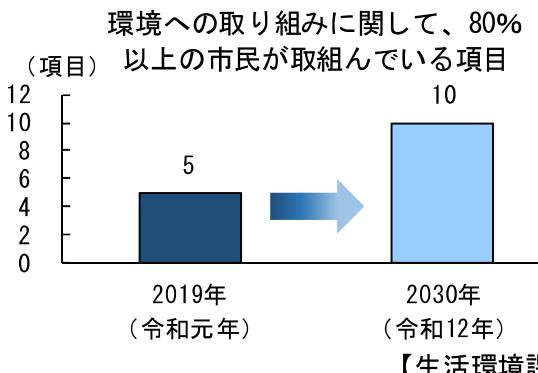
目標

将来世代に引き継ぐための良好な環境を守る

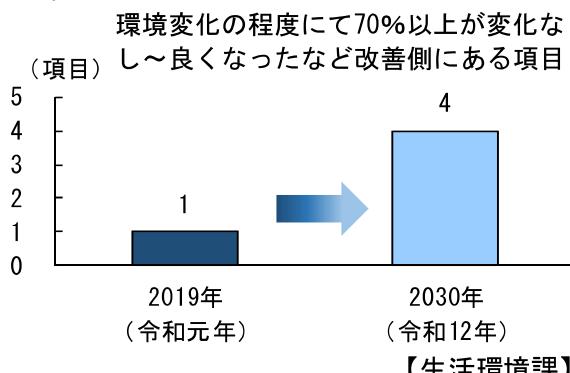
歴史と文化を引き継ぐためには、良好な環境を残し「守る」必要があります。将来世代にきれいな空気や川、緑の豊かさなど安心・安全な場所を提供することで、郷土愛が育まれることに繋がります。一人ひとりが環境のために、自分に何ができるかを考え、行動することにより「やさしいまち」を目指します。

達成指標

<市民アンケート>



<市民アンケート>



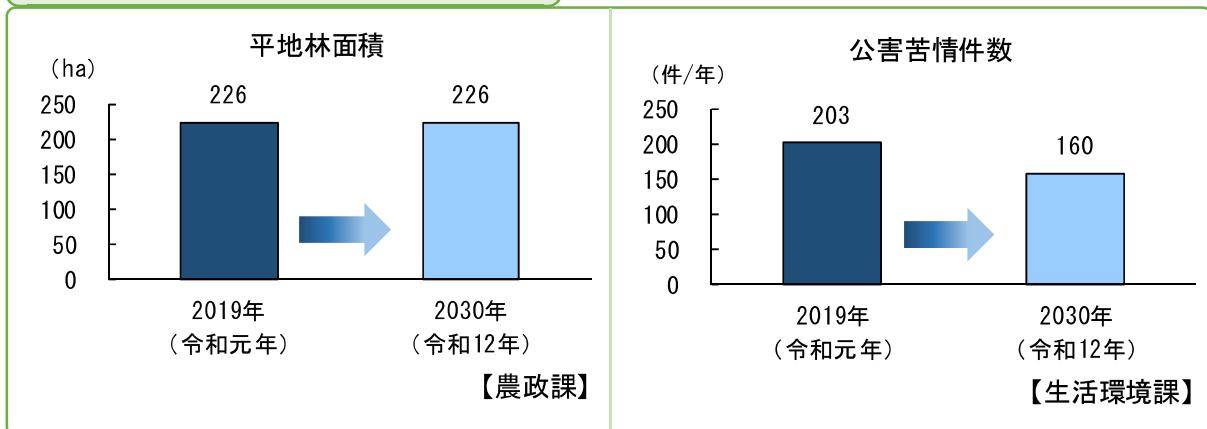
市民アンケートの「環境への取り組み」の17項目

| | | | |
|---|-------|-----------------------------------|-------|
| ① 植物性廃油をそのまま流さない、洗剤を使いすぎない | 76.0% | ⑩ 喫煙は決められた場所で行っている | 35.4% |
| ② 地域で生産された食材を優先的に使用している | 47.4% | ⑪ ごみを道端や空き地などにポイ捨てしない | 97.2% |
| ③ エコマーク商品やリサイクル製品など、環境に配慮した商品や製品を優先的に購入している | 37.6% | ⑫ ペットの粪は、飼い主が責任をもって適切に処理している | 32.9% |
| ④ 買い物にはエコバックを持参し、レジ袋を受け取らない | 74.0% | ⑬ バスや電車など公共交通機関や自転車を利用している | 21.8% |
| ⑤ 過剰な包装は断り、できるだけ簡素な包装の商品を選ぶ | 67.0% | ⑭ 自動車を運転する際はエコドライブに努めている | 80.4% |
| ⑥ 水やお湯は出しちゃなしにしないようにしている | 90.0% | ⑮ 省エネタイプの電化製品を使うように努めている | 72.3% |
| ⑦ ものを無駄にしないように再使用に努めている | 55.9% | ⑯ プラグを抜いたり、主電源を切ったりし、節電に努めている | 77.1% |
| ⑧ 資源物集団回収などには、分別して出すように努めている | 94.0% | ⑰ 冷暖房は適正な温度（夏季 28°C、冬季 20°C）に設定する | 62.7% |
| ⑨ 生ごみは水を絞って捨てるなど、ごみの減量化を心がける | 81.4% | | |

市民アンケートの「環境変化の程度の評価」の7項目

| | | | |
|---------------------|-------|----------------|-------|
| ① 空気のきれいさ | 77.2% | ⑤ 水辺など自然との触れ合い | 65.3% |
| ② 川などの水のきれいさ | 67.6% | ⑥ 身近で見られる動植物 | 53.2% |
| ③ 家の周りの静けさ（騒音・振動など） | 57.9% | ⑦ ごみの不法投棄 | 67.2% |
| ④ 緑の豊かさ | 59.5% | | |

達成指標を実現するための活動指標



| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|-------|
| 「河川愛護モニター制度」への登録促進 | 土木課 |
| 平地林の保全及び不法投棄の防止に向けた、土地管理者に対する平地林の適切な管理指導、意識啓発 | 農政課 |
| 広報紙や講習会、環境教育を通した、平地林の多面的機能及び保全に対する理解促進 | 農政課 |
| 公共事業における環境影響評価の手続きなどに基づき、環境配慮や負荷低減 | 担当各課 |
| 公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する指導 | 生活環境課 |

第2節 分野別目標の展開

第1項 低炭素

関連する

SDGs の目標



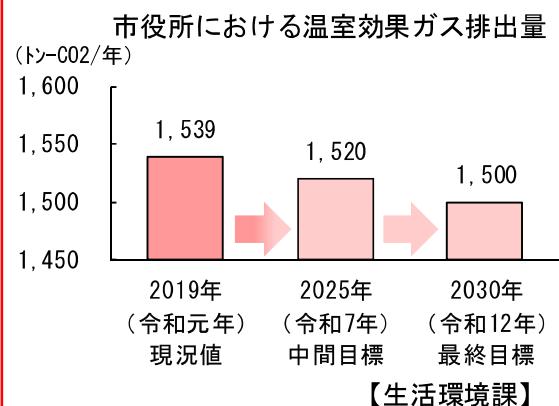
目標

低炭素社会への転換

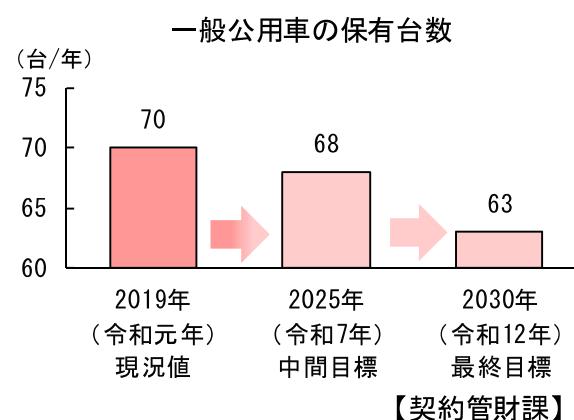
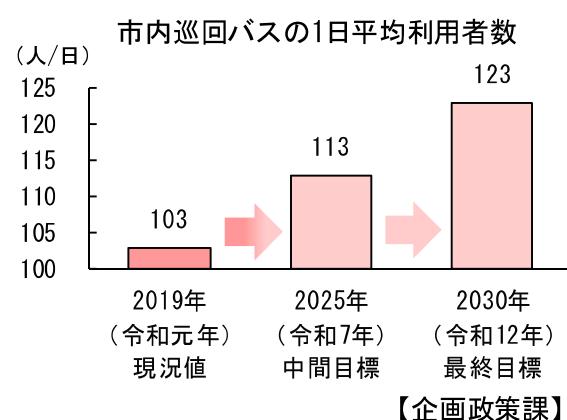
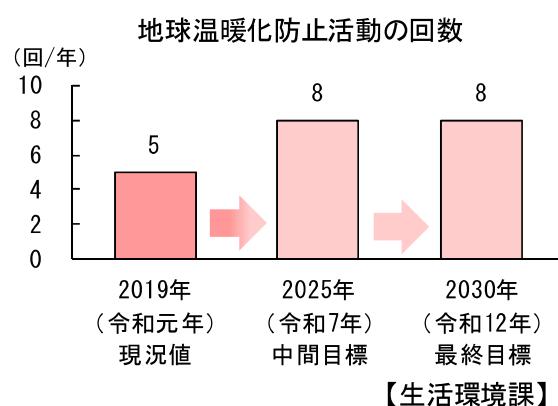
地球温暖化を少しでも和らげるよう、その発生要因である温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない社会（低炭素社会）を構築することが、世界的な課題となっています。

地球温暖化は、海洋水面の上昇や異常気象による大きな災害をもたらし、私たちの身边にも影響をおよぼしています。できることから始めていきましょう。

活動指標



※新市庁舎（2020（令和2年）完成）に移転の際は、目標の再設定を検討します。



～温室効果ガスの削減～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|----------------|
| 公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など、「結城市地球温暖化対策実行計画」の実践 | 生活環境課 契約管財課 |
| マイカーから公共交通機関への転換に向けた、市内巡回バスの運行など、市民の公共交通手段の確保 | 企画政策課 |
| 水戸線・東北新幹線の利便性向上や輸送力強化に向けたJRへの要望活動を実施 | 企画政策課 |
| 先進市町村の交通システムの調査や、新たな公共交通システムの検討 | 企画政策課 |
| 安全な歩行・自転車走行空間の確保に向けて、歩道や自転車レーンの整備 | 担当各課 |
| ノーマイカーデーやエコドライブ※の取り組みに関する情報提供と意識啓発 | 生活環境課 |
| 率先したノーマイカーデーやエコドライブを実践 | 担当各課 |
| 公用車への低公害車※や低燃費自動車※の導入 | 契約管財課 |

～省エネ・節電支援、ライフスタイルの見直し～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|-------|
| 「いばらきエコチャレンジ」の周知を図り、家庭における省エネ行動の理解と取り組みの促進 | 生活環境課 |
| 公共施設へのグリーンカーテンの普及促進 | 生活環境課 |
| 家庭や事業所での環境配慮活動促進に向けた、「うちエコ診断」や事業所に対する「エネルギー専門家の派遣」などの情報提供 | 生活環境課 |
| 環境家計簿※に関する啓発やスマートメーター※の周知など、「CO ₂ の見える化」を促進 | 生活環境課 |

～再生可能エネルギーの普及促進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| 再生可能エネルギーの利用及び環境教育を促進するため、学校施設へ太陽光発電システムや発電量モニター、説明パネルの設置を検討 | 学校教育課 |
| 公共施設への太陽光発電システムの率先導入 | 担当各課 |

～気候変動への適応～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|-------|
| 茨城県地域気候変動適応センター及び茨城県地球温暖化防止活動推進センターと連携した情報発信 | 生活環境課 |
| 気候変動の影響によるゲリラ豪雨や水害への対応としてハザードマップの提供、緊急避難場所の周知及び整備 | 防災安全課 |



主な再生可能エネルギーの種類

市民の取り組み

- ・ グリーンカーテンの設置や花を植えるなど、生活空間の緑化に努め、ヒートアイランド化の軽減に協力しましょう。
- ・ 環境保全に関する講座などを通して、地球温暖化防止に関わる情報の入手に努めましょう。
- ・ 「うちエコ診断」や「いばらきエコチャレンジ」への参加など、家庭における地球温暖化防止活動に積極的に取り組みましょう。
- ・ 環境家計簿やスマートメーターなどを利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。
- ・ 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、低公害車や低燃費自動車などを利用しましょう。
- ・ エコドライブに取り組みましょう。
- ・ 市内巡回バスをはじめとする公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、近い距離の移動は徒歩や自転車を活用しましょう。
- ・ 新築時のエコハウス※化、ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）※を検討しましょう。
- ・ 災害時などに近隣と連携を図れるように日常からコミュニケーションをとるように心掛けましょう。
- ・ 発生する災害に備え、ハザードマップで緊急避難場所を確認しましょう。



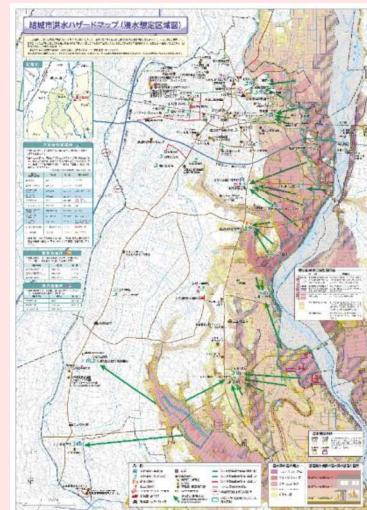
庁舎のグリーンカーテン



「いばらきエコチャレンジ」
の周知風景



結城市内巡回バス



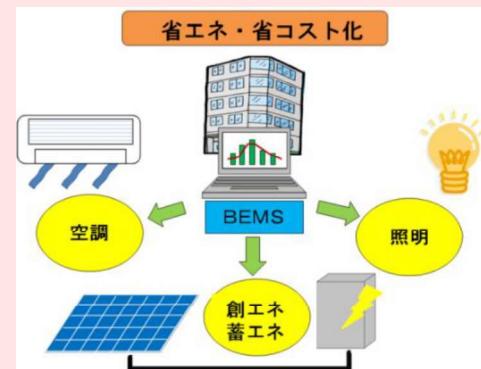
結城市ハザードマップ
(浸水想定区域図)

事業者の取り組み

- ・自動車の適正な整備に努め、低公害車や低燃費自動車などの導入を検討しましょう。
- ・スマートメーターの設置や「エネルギー専門家の派遣」を利用するなど、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組みましょう。
- ・地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品などを利用しましょう。
- ・エコドライブやノーマイカーデーに取り組みましょう。
- ・市外への移動には公共交通機関の利用を心がけましょう。
- ・太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・グリーンカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みましょう。
- ・ビルエネルギー管理システム(BEMS)※の導入を検討し、エネルギー使用の適正化を図りましょう。
- ・BCP(ビジネス kontinuiti プラン)※などを作成し災害に備えましょう。



エコドライブ 10 のすすめ



ビルエネルギー管理システム
(BEMS) の概要



再生可能エネルギーによる自立分散型の低炭素なまち 出典：環境省

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

「廃棄物と環境を考える協議会」において「ゼロカーボンシティ宣言」をするにあたり、令和2年7月28日に本市もその趣旨に賛同し表明しました。

「廃棄物と環境を考える協議会」とは、関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成されており、本市は筑西広域市町村圏事務組合の環境センターから出る焼却残渣^{さく}及び不燃物残渣^{さく}の一部を北茨城市にある最終処分場へ搬入していることから、組合構成市として加盟しています。

賛同した理由として、地球温暖化に起因する気候変動によって集中豪雨や台風の巨大化などによる自然災害が頻繁に発生し、極めて深刻な脅威となっています。こうした状況を踏まえ、「パリ協定」に掲げられた温室効果ガスの削減目標を達成するため、本市もゼロカーボンシティを表明することにより、市民や市内事業所の地球温暖化防止の意識啓発をより一層高め、地球規模の環境保全について積極的に推進する必要があります。

本表明により、本市においても自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制など総合的かつ計画的な施策を策定及び実施することにより、脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組みます。

○本市は、以下の取り組みを推進します。

1. 環境問題、気候変動問題に関する意識啓発と教育
2. 公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など「結城市地球温暖化対策実行計画の実践」
3. 家庭や事業所における省エネ促進に向けた啓発など、省エネルギーの推進
4. 「COOL CHOICE(クールチョイス)」の推進
5. 今後、新たな施策も検討しながら、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す

第2項 資源循環

関連する
SDGs の目標



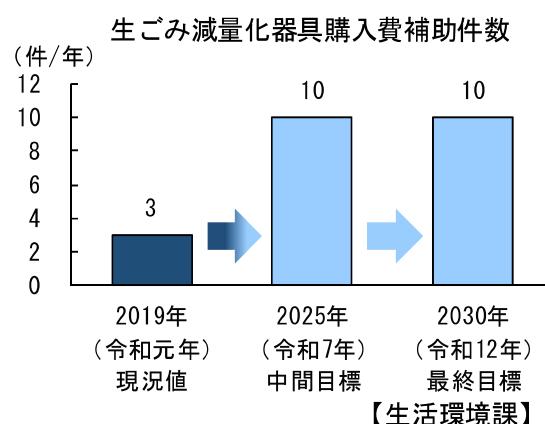
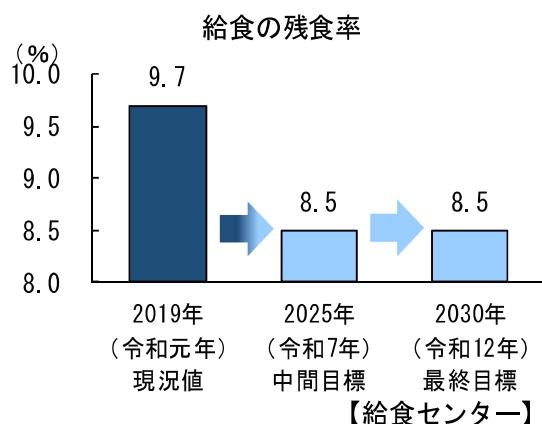
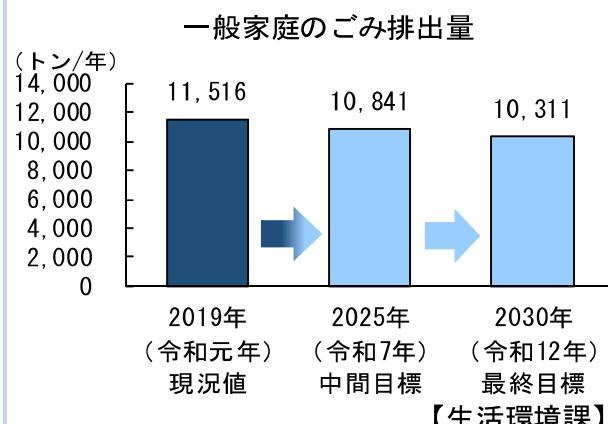
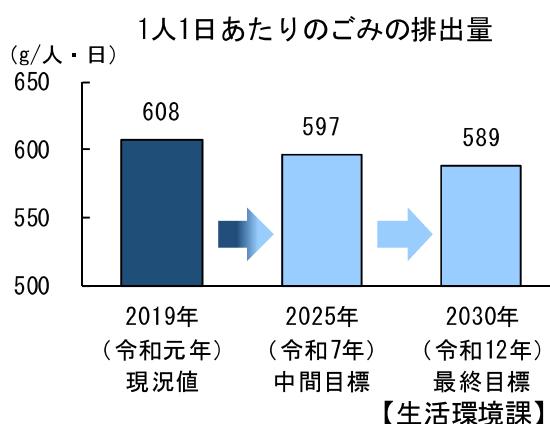
目標

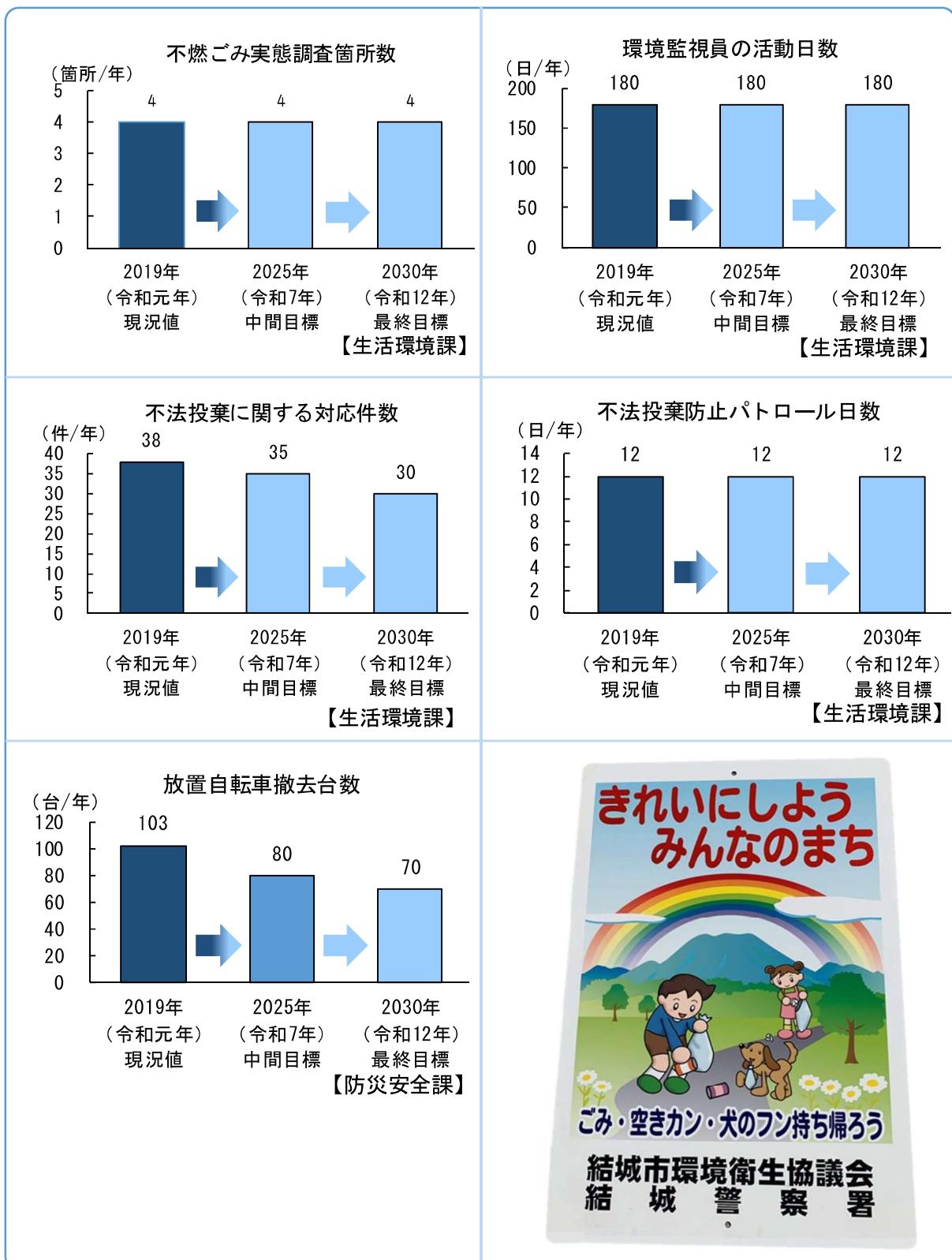
資源循環システムの形成

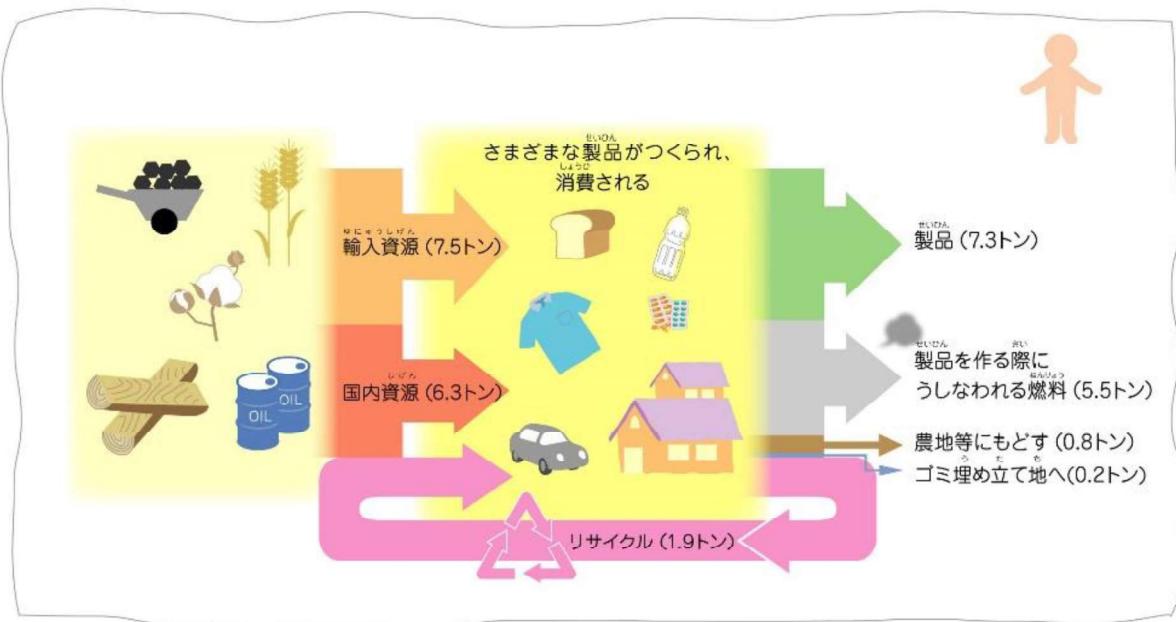
日本は周りを海に囲まれた島国であり、有用な資源が乏しいとされています。持続可能な社会を形成するには、資源をいかに循環させ国内に留め、再利用できるように取り組まなければなりません。

3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）は、私たちがもっとも身近で簡単に始められる取り組みであり、資源循環の基本となっています。

活動指標







資源と生活の循環図 出典：環境省

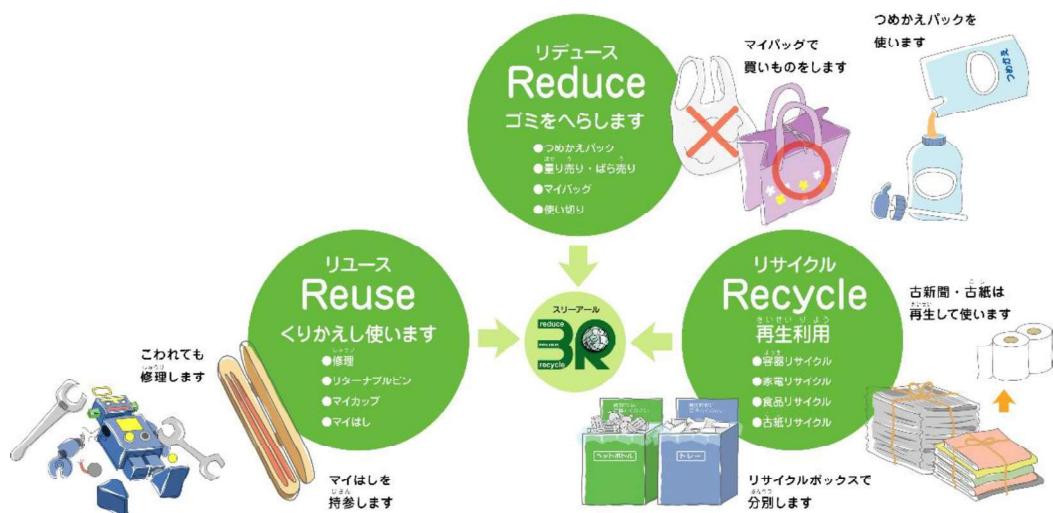


筑西広域市町村圏事務組合 環境センター

※本市のごみが処理される施設

～ごみの発生抑制～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| 本市における「一般廃棄物処理計画」や、環境センターにおける「一般廃棄物処理基本計画」の策定・推進を通じた計画的な3R活動※の推進 | 生活環境課 |
| 生ごみ減量化器具の購入費補助などを通じた、一般家庭の生ごみの減量化促進 | 生活環境課 |
| 市民環境講座の開催や広報紙、ホームページなどを通じた、家庭で実践できるごみ減量活動の周知 | 生活環境課 |
| マイバック利用の推進を図るなど、レジ袋削減の促進 | 生活環境課 |
| 事業所に対する廃棄物の減量化及び再生利用の促進 | 生活環境課 |
| 公共事業における建築廃材などの発生抑制や再利用の推進 | 担当各課 |



3R概念図 出典：環境省



環境保全に関する講座

～分別回収の推進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|-------|
| ごみの適切な分別・排出方法について、ホームページやかんきょうカレンダーによるごみ収集に関する規制の周知 | 生活環境課 |
| 自治会などへのごみの分別説明会を通じた、分別・排出方法などの周知 | 生活環境課 |
| 排出されたごみの実態を調査し、適切な分別・排出方法の理解を促進 | 生活環境課 |
| 多言語対応のチラシなどを作成し、外国籍の市民も分かりやすい分別・排出方法の周知 | 生活環境課 |

～資源の有効利用～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| 広報紙やホームページ、市の率先行動を通じた、市民・事業者に対するグリーン購入の理解促進と普及促進 | 生活環境課 |
| 給食や飲食店、食品加工工場などから出される食品残さを堆肥化やエコフィード※として有効活用 | 担当各課 |

グリーン購入とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、

環境負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品やサービスを、

環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者から優先して購入すること。



出典：グリーン購入ネットワーク

～不法投棄の撲滅に向けた取り組みの推進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|-------|
| 農業用ビニールの回収促進と適切な処理方法の周知 | 農政課 |
| ホームページや広報紙を通じた不法投棄防止及び禁止の周知と意識啓発 | 生活環境課 |
| 不法投棄未然防止のため、土地の管理者に対する適切な管理方法の助言・指導の実施 | 生活環境課 |
| 市民・事業者と連携した草刈やごみ拾いなどの環境美化活動を通じた、不法投棄防止の推進 | 生活環境課 |
| 広報紙や環境に関する講座において、家電リサイクル法などの理解促進と適切な処理方法を周知 | 生活環境課 |

～適切な管理と徹底した監視体制～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| 「結城市資源物(24時間)リサイクルステーション」の適切な運営と管理 | 生活環境課 |
| 「かんきょうカレンダー」や「ゴミレンジャー」などを用いた、誰にでも分かりやすい広報の作成 | 生活環境課 |
| 不法投棄防止パトロール活動の実施や環境監視員の配置による、不法投棄に対する徹底監視 | 生活環境課 |
| 不法投棄防止看板の作成及び関係機関との連携体制の構築と強化 | 生活環境課 |



不法投棄防止看板

市民の取り組み

- ・ 家庭ができるごみ減量活動をしましょう。
- ・ 買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。
- ・ 調理くずや食べ残しなどを出さないようにメニューと調理方法を工夫し、生ごみの減量に努めるとともに、発生した生ごみは生ごみ減量化器具などを活用しましょう。
- ・ 資源物は分別し、資源物の収集日に出しましょう。
- ・ 資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫などの家電は適正に処理しましょう。
- ・ 木くず、紙くず、廃プラスチックなどの家庭ごみは屋外で焼却しないようにしましょう。
- ・ ごみの不法投棄や資源物の持ち去りを見つけたときは市へ連絡しましょう。

事業者の取り組み

- ・ 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材などの発生抑制に努めましょう。また、非石油系のレジ袋を使用しましょう。
- ・ 消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。
- ・ 飲食店や食品加工工場では、メニューと調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。
- ・ 事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- ・ 「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託により不法投棄の未然防止に努めましょう。
- ・ 農業で利用するマルチビニールなどは適切に処理し、燃やさないようしましょう。



エコバック

周知ポスター

経済産業省



農業用ビニールの回収

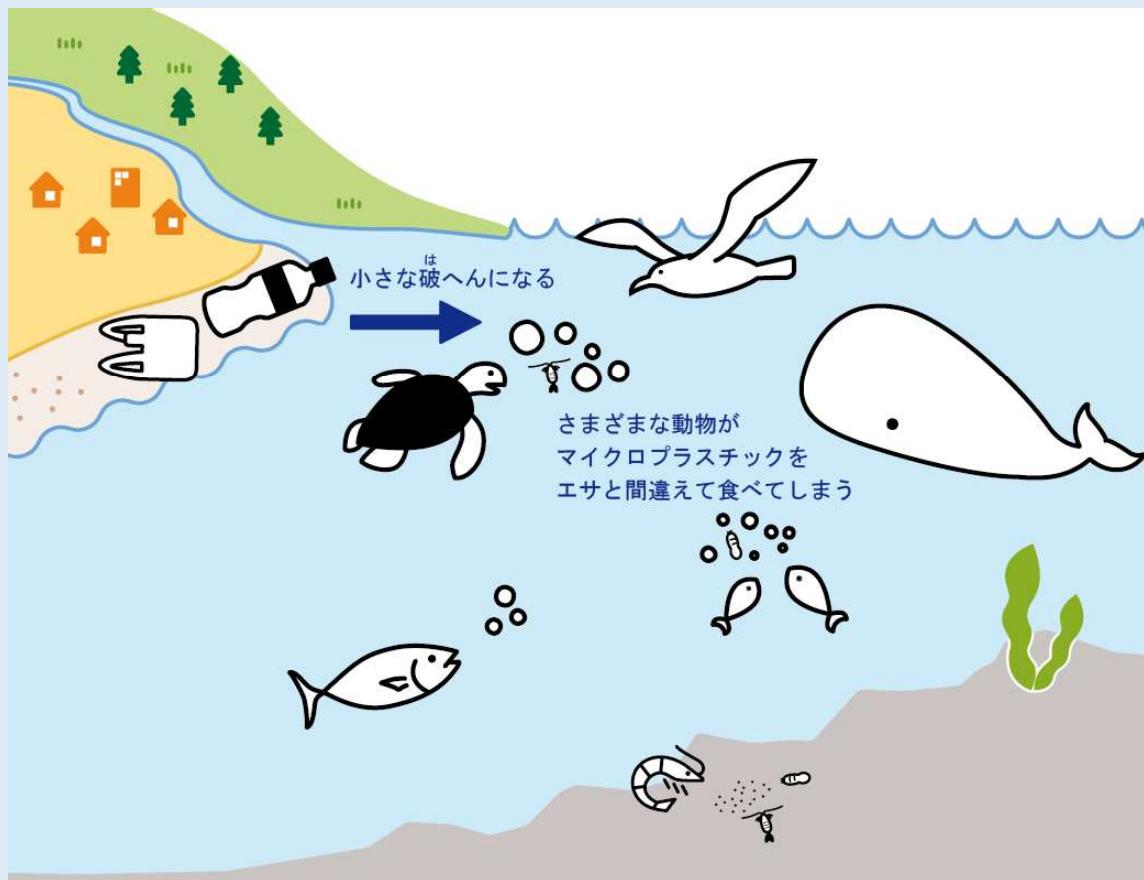
マイクロプラスチック^{*}とは？

海岸に漂着したプラスチックごみは、紫外線などによって劣化し、波などによって小さなプラスチック片になります。

特に、5mm以下の小さなプラスチック片は「マイクロプラスチック」と呼ばれています。

プラスチックは小さくなってしまってもその性質は変わらず自然界では分解されないこと、また、プラスチックは有害化学物質を吸着しやすい性質があることから、マイクロプラスチックの誤食に伴う海洋生物への影響が懸念されています。また、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響も懸念されています。

プラスチックは小さくなると回収ができなくなるため、川や海へ流出しないようにプラスチックごみを回収すること、流出してしまったごみをマイクロプラスチックになる前に回収することが重要です。



出典：環境省

第3項 生活環境

関連する
SDGs の目標



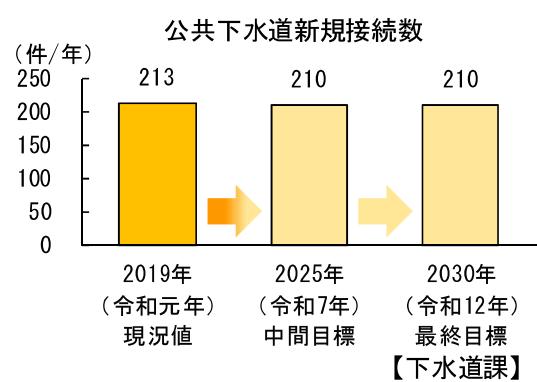
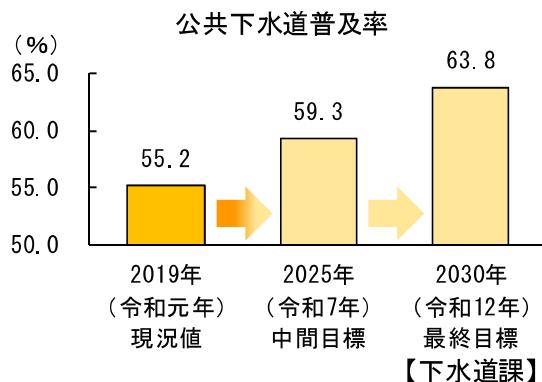
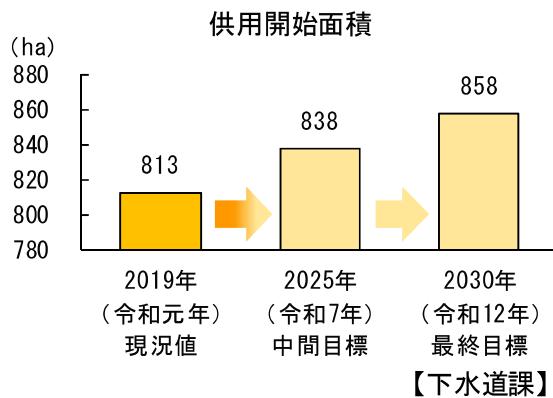
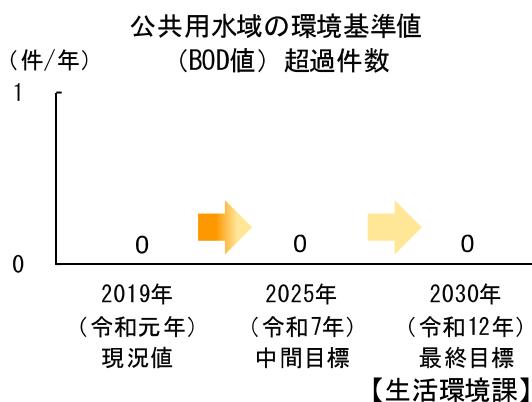
目標

健康で快適な暮らしの営み

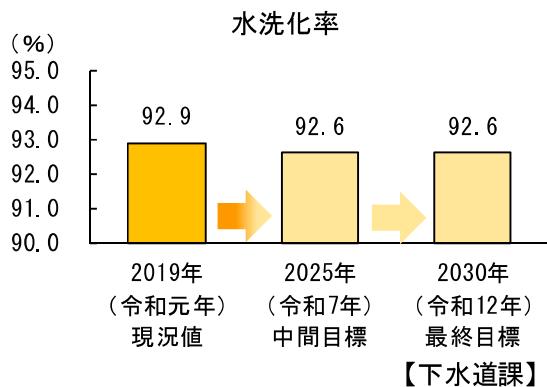
私たちが安心した生活をするためには、私たちを取り巻く空気や、水がきれいで安全なものでなくてはなりません。

有害物質による大気汚染、汚水による水質汚濁などの公害だけではなく、快適で住みよい環境作りには、身近な騒音・振動・悪臭など日常生活に関係がある公害にも目を向ける必要があります。

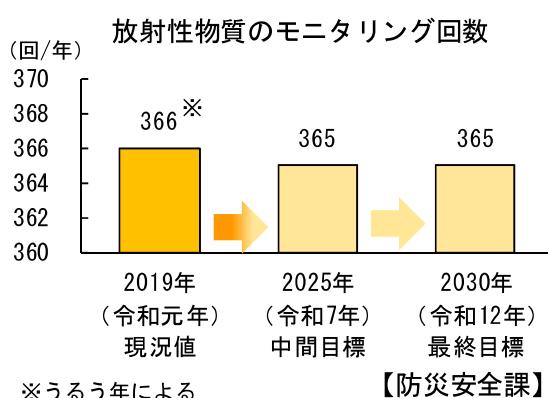
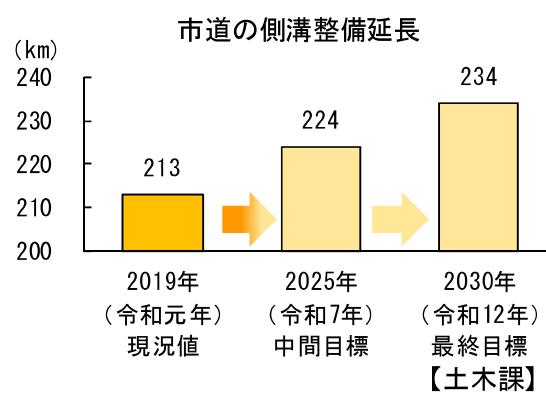
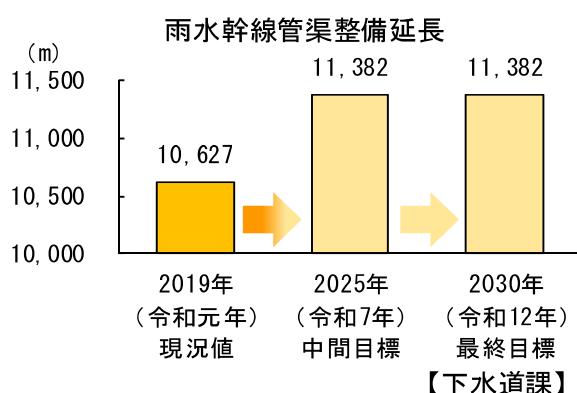
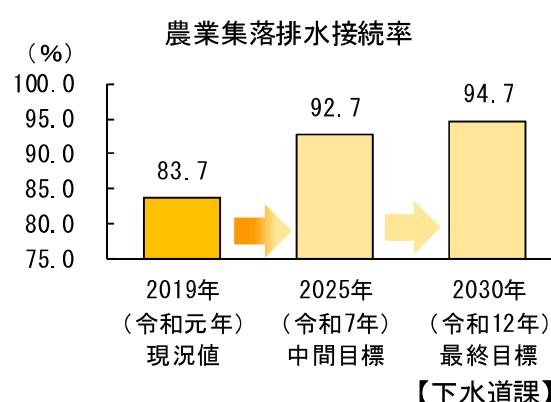
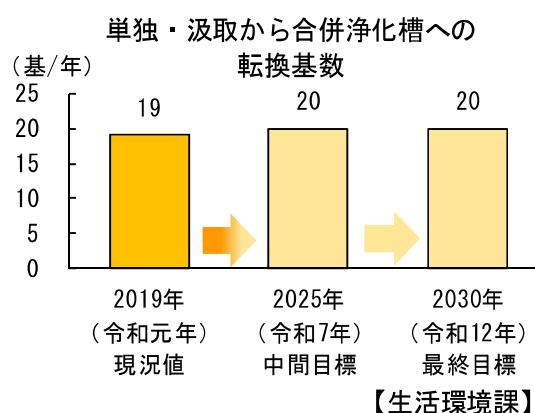
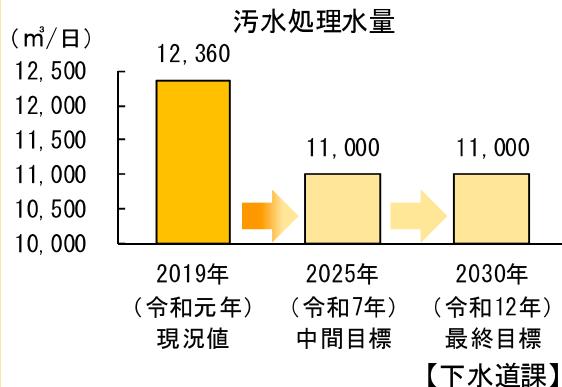
活動指標



※公共下水道新規接続件数は過去 5 年間の平均値としました。



※水洗化率及び汚水処理水量は、人口の減少が予想されるため、現況値より低い目標値となります。



～水質の保全～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|--------------|
| 市内河川の水質測定を季節ごとに実施し実態を把握するとともに、広報紙などによる公表 | 生活環境課 |
| 「結城市汚水処理アクションプラン」に基づく、計画的な公共下水道処理施設の整備推進 | 下水道課 |
| 市下水浄化センターや管渠などの公共下水道施設の整備による汚水及び雨水の適正処理の推進 | 下水道課 |
| 公共下水道接続に関する普及促進 PRチラシの配布による接続の促進 | 下水道課 |
| 公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域外における、合併処理浄化槽設置の普及促進 | 生活環境課 |
| 農業振興地域における、農業集落排水施設の整備推進及び適正管理 | 下水道課 |
| 下水道展などのキャンペーンや広報紙などによる啓発を通じた、生活排水の汚濁軽減推進 | 下水道課 |
| 工場や事業所での事業活動に伴う汚染物質排出について、関係機関と連携し、水質汚濁防止法に基づいた規制と把握 | 生活環境課 |
| 関係機関と連携した、市域の地下水質調査結果の把握と公表 | 生活環境課 |
| 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づいた、地下水の採取規制及び許可に関する周知と理解促進 | 生活環境課 |
| 浸透枠などの整備による、雨水の地下還元 | 土木課 都市計画課 |

～悪臭・騒音・振動の発生抑制～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|--------------|
| 野焼きの原則禁止、又は規制に関する周知 | 生活環境課 |
| 工場や事業所での事業活動及び畜産業に伴う悪臭について、関係機関と連携し、悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づいた規制と把握 | 農政課 生活環境課 |
| 近隣住宅へ迷惑をかける家庭騒音や振動に対する指導 | 生活環境課 |
| 騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場や事業所における事業活動に伴う騒音及び振動の発生抑制 | 生活環境課 |
| 幹線道路における騒音値の把握により、関係機関と連携した騒音抑制の推進 | 生活環境課 |

～公害監視活動の推進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|----------------------------------|-------|
| 公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する助言及び指導 | 生活環境課 |



結城市下水処理センター

～化学物質・放射性物質による問題の未然防止～

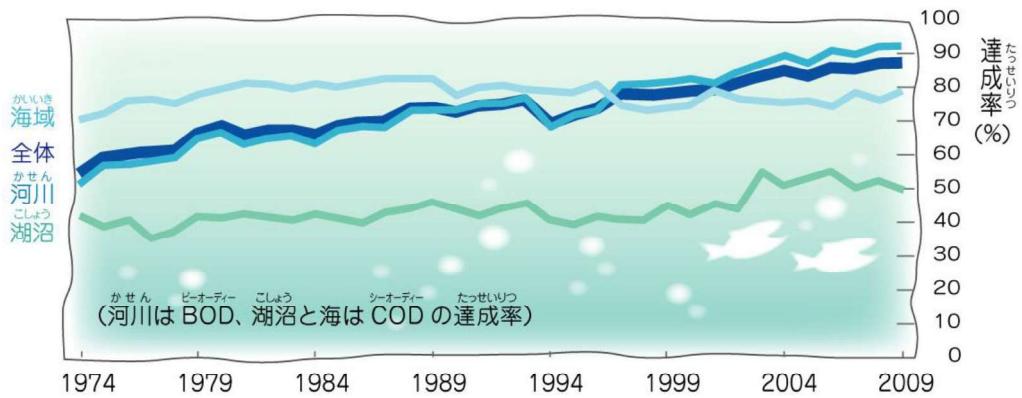
| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| 定期的に化学物質の情報を把握するとともに、必要に応じて関係機関と連携した規制を実施 | 生活環境課 |
| ダイオキシン類※対策特別措置法などに基づき、関係機関と連携し、野焼きや焼却炉の使用に関して規制や指導の実施 | 生活環境課 |
| 特に子どもが多く利用する市内の公共施設においてモニタリングの継続実施と結果の公表 | 担当各課 |
| 測定の結果、基準値以上の空間放射線量が測定された箇所については、「放射線測定に関するガイドライン」（平成23年10月21日文部科学省、日本原子力研究開発機構）などに基づき除染を実施 | 担当各課 |
| 周辺より放射線量の高い箇所を発見した場合に、関係機関へ連絡するとともに、除染を申請 | 生活環境課 |
| 必要に応じて、市民へ測定機器の貸し出し | 担当各課 |

～景観保全の推進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|---------------|
| 看板設置などにより、空き缶やタバコの吸殻のポイ捨て禁止の徹底 | 生活環境課 |
| ペットの粪の後始末の徹底など、ペットの適切な管理の推進 | 生活環境課 |
| 公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りの指導により、公共の場を美しい状態に維持するよう徹底 | 担当各課 都市計画課 |

市民の取り組み

- ・ 低公害車や低燃費自動車などの、環境負荷の少ない自動車の選択を心がけましょう。
- ・ ペットなどの鳴き声が近隣住民への迷惑にならないようにしましょう。
- ・ 公共下水道や農業集落排水への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による水質汚濁の防止に努めましょう。
- ・ 環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。
- ・ タバコの吸殻や空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てはやめましょう。
- ・ ペットの糞は飼い主が後始末をしましょう。
- ・ 空地・空き家などの所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。



水質の環境基準を達成している割合 出典：環境省

事業者の取り組み

- ・ 事業活動に伴い発生した排水は敷地内において確実に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- ・ 騒音規制法・振動規制法に従い、工場や事業所からの騒音・振動の発生抑制に努めましょう。
- ・ 悪臭防止法に従い、工場や事業所からの悪臭発生抑制に努めましょう。
- ・ 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- ・ PRTR 制度※により、有害化学物質※の適正管理を行いましょう。
- ・ 環境コミュニケーション※により、市民への情報開示を図りましょう。
- ・ 大気汚染や騒音・振動を防止する施設の設置や既存設備の改善などの適切な整備を実施しましょう。

第4項 自然環境

関連する
SDGs の目標



目標

かけがえのない自然を保全

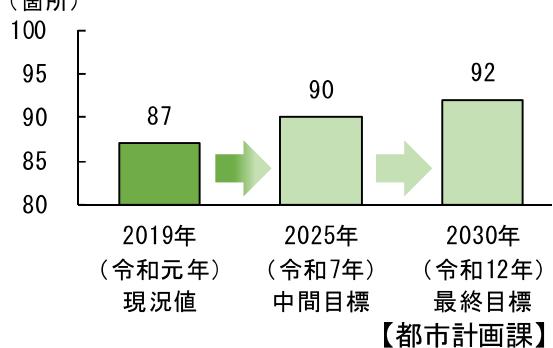
私たちの暮らしと自然環境は密接に関わり合いを持ち、豊かな実りや穏やかな安らぎを与えてくれます。

自然環境を保全することは、人にとっての生活空間を創出するだけではなく、動植物にとっても豊かな繁栄をもたらすことができるため、身近な緑地や水辺、里山などは多様な動植物の生息空間として、積極的に保全・保護をする必要があります。

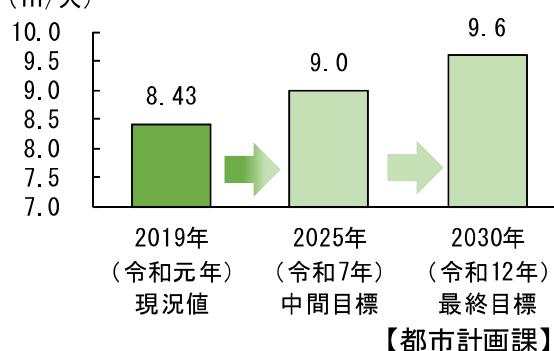
活動指標

(箇所)

公園管理数

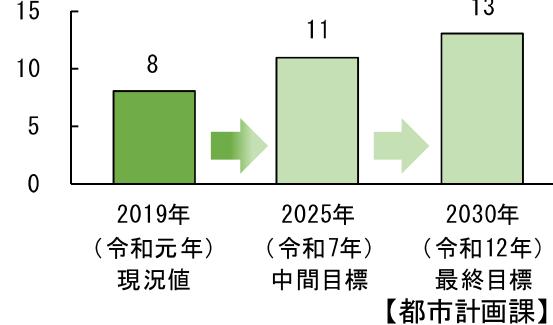
(m²/人)

市民1人あたりの公園面積



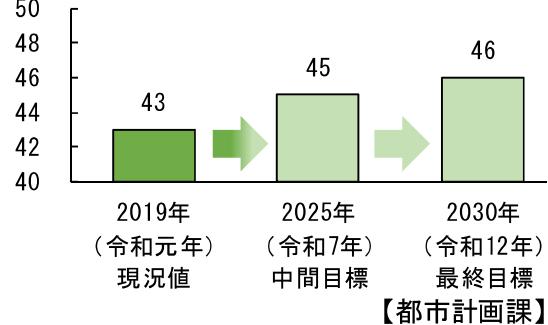
(箇所)

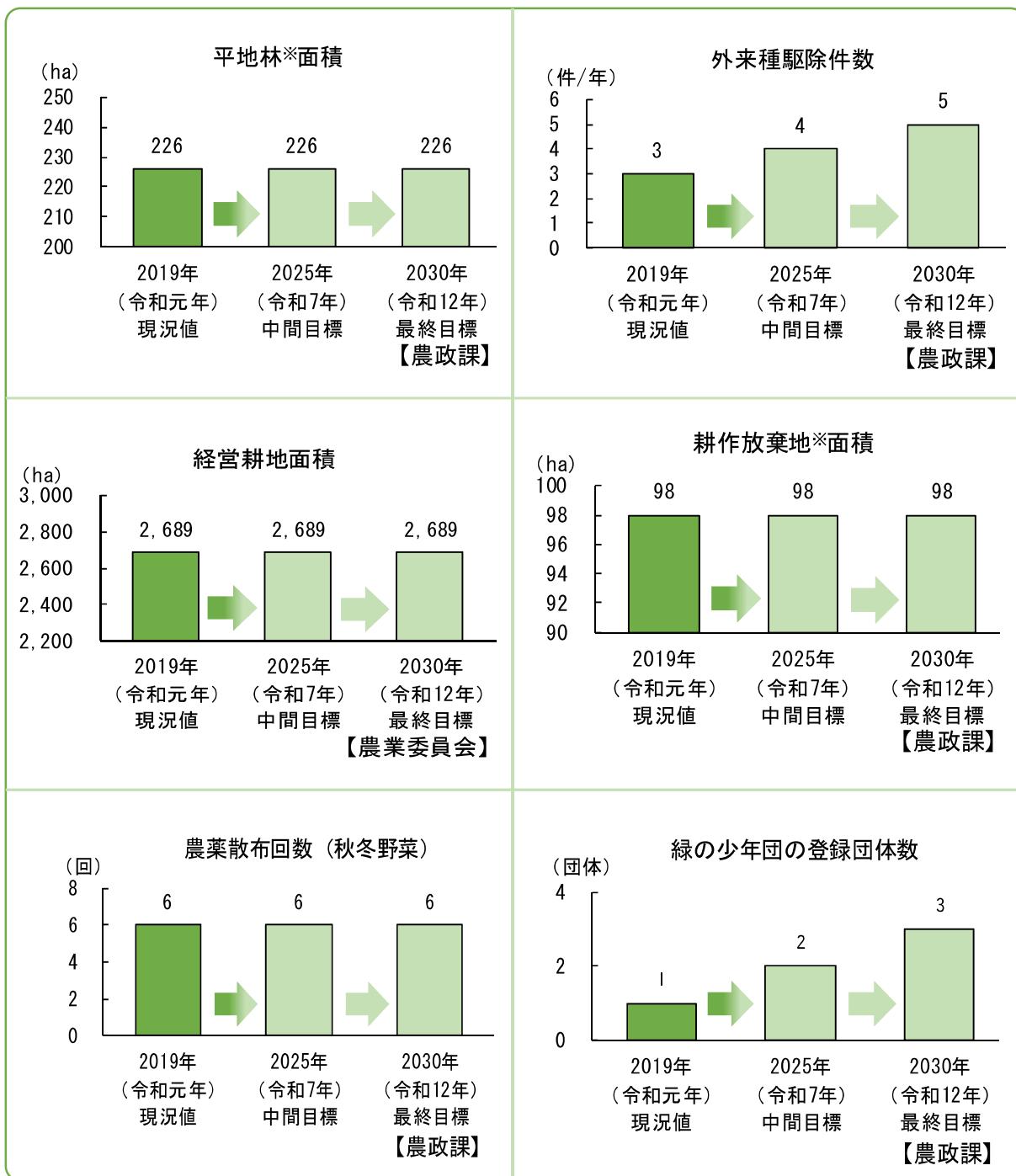
公園整備数



(団体)

公園愛護協力会数





公 園



街路樹

～生物多様性の保全（野生生物の適切な管理）～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|--------------|
| 市内の在来種・希少生物の生息空間の管理 | 生活環境課 |
| ペットの適切な管理と指導 | 生活環境課 |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づいた、特定外来生物をはじめとする外来種が健全な生態系の維持に与える影響や、飼育、栽培、保管および運搬など、外来種に対する情報提供を通じた、理解促進及び外来種の持ち込みの禁止に関する指導 | 生活環境課 農政課 |
| 関係機関と連携した外来種の駆除 | 生活環境課 農政課 |
| 生物多様性センター*と連携した、野生生物の生息状況などの情報提供 | 生活環境課 |

外来種とは？

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。“在来種（本来の分布域に生息・生育する生物）”でも、たとえばカブトムシのように、本来は本州以南にしか生息していない生物が北海道に入ってきた、というように日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合には、“外来種”となり、もとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような“外来種”的ことを「国内由来の外来種」と呼んでいます。

* 渡り鳥、海流にのって移動してくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。



外来種 アライグマ



外来種の危機 出典：環境省

～自然とふれあうことができる空間の創出～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|----------------|
| 里山の保全の推進 | 生涯学習課 |
| 親水公園や散策路、サイクリングロードなど、安全に水とふれあうことができる親水空間を整備 | 企画政策課 都市計画課 |
| 市内の河川や水生生物の観察会など親水空間において水環境を学ぶ機会を提供 | 担当各課 |
| 公共事業における、環境負荷の少ない工法の選択 | 担当各課 |
| 計画的な都市公園整備を通じた、良好な市街地の形成及び安全で快適なまちづくりを推進 | 都市計画課 |
| 除草や樹木管理による、公園と緑地などの維持管理 | 都市計画課 |
| 安全安心な憩いの公園提供に向けた、公園施設の老朽化及び機能が低下した施設の改善 | 都市計画課 |
| 公園愛護協力会への活動支援などを通じた、地域住民との協働による公園の管理と快適で安全な公園の環境維持 | 都市計画課 |
| 市民と共に育てた花を公園や公共施設に植えるなど、花と緑の街づくりの推進 | 都市計画課 |



鹿窪運動公園



水辺公園

～農地や森林の保全の推進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|--------------|
| 農地の基盤整備や農道の舗装など、農産物の効率的な物流確保による農業環境整備の推進 | 農政課 |
| 農地の借り手・貸し手間の調整を通じた、農地の確保と有効利用を促進 | 農政課 農業委員会 |
| 農地に関する調査や耕作放棄地マップ作成など、耕作放棄地の現状把握の推進 | 農政課 農業委員会 |
| 害虫の一斉防除による農薬の適正管理を通じた、農薬の使用低減の促進 | 農政課 |
| 地区活動組織が行う農村環境向上活動や美化活動に対する補助を通じた、農地や農業用水などの資源及び農村環境の良好な保全と質の向上 | 農政課 |
| 「エコ農業茨城推進基本計画」に基づく、エコ農業茨城協定の締結及び地区認定の推進 | 農政課 |
| 市内で営農する農家に対し、エコ農産物の認証の推進 | 農政課 |

市民の取り組み

- 市や市民団体が実施する生物調査や、野生生物の保護・保全活動に協力しましょう。
- 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。
- 自然観察イベントなどに参加し、自然環境への理解を深めましょう。
- 「河川クリーン作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。
- 公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。



里山などの手入れ放棄による危機
出典：環境省

事業者の取り組み

- ・ 事業を行う際には環境負荷の少ない工法を選択し、環境負荷を抑えるように努めましょう。
- ・ 工事などにおける資材調達に際して、外来種の持ち込みが無いよう注意しましょう。
- ・ 水辺の工事は、土砂の流出を防止するとともに、多自然工法の導入や自然護岸の保全・再生など環境に配慮した工法を選択し、環境負荷の低減に努めましょう。
- ・ 市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業*」に登録するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- ・ 工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理を行うなど適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。
- ・ 営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。
- ・ 「認定農業者」へ申請をし、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録しましょう。



いばらきエコ農産物認証

第5項 協働・共生

関連する
SDGs の目標



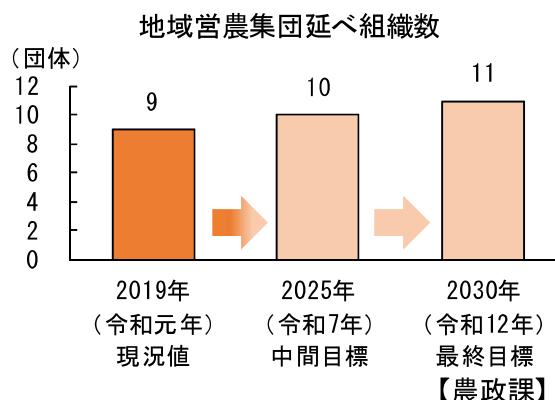
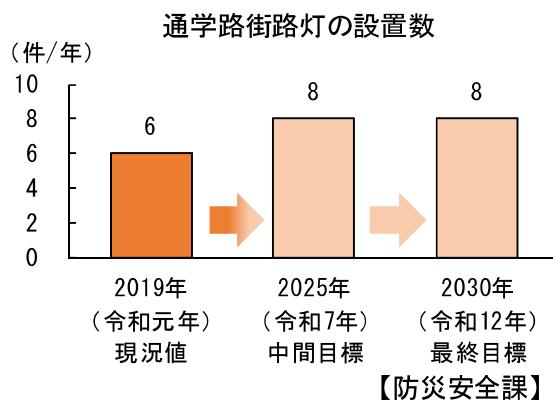
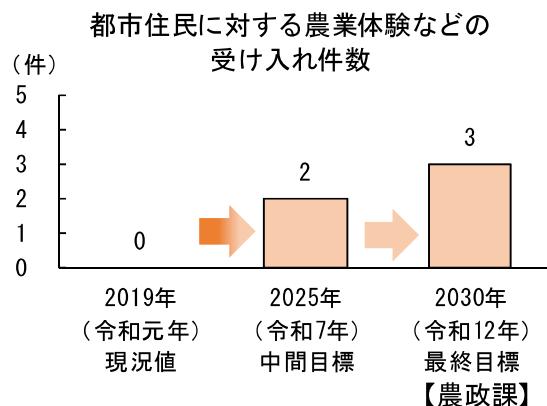
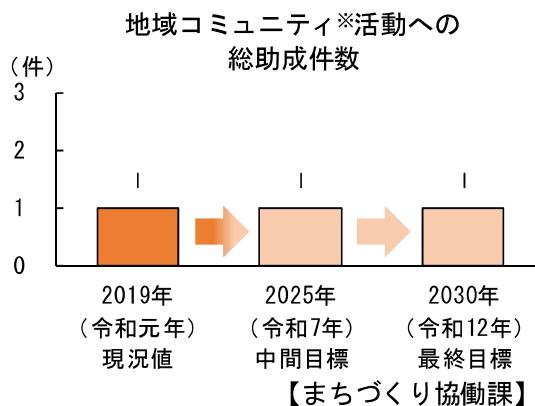
目標

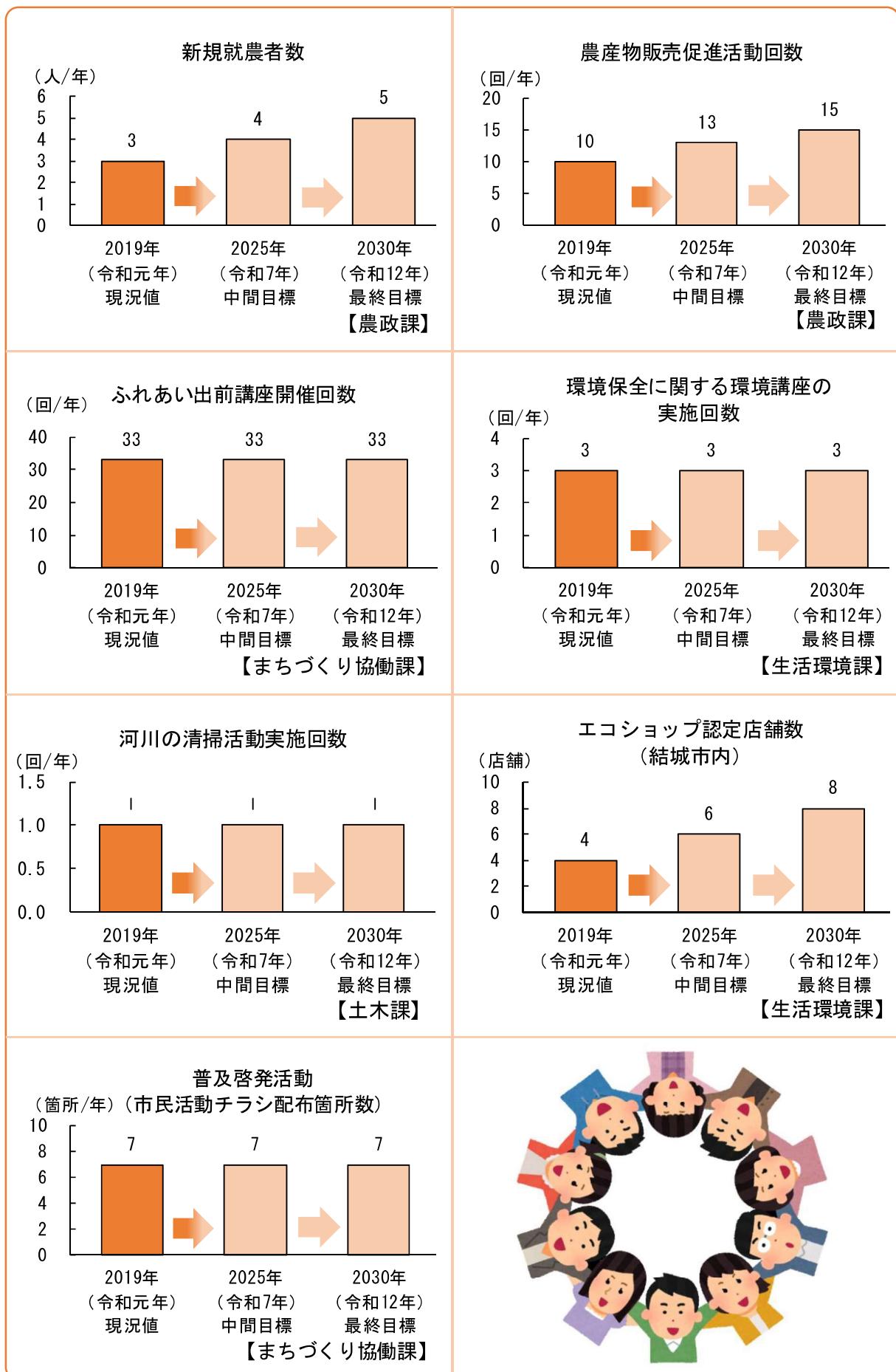
市民活動の促進と地域社会への貢献

協働と共生による地域づくりは、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが連携・協力し、地域に必要なサービスを提供することを推進しています。

このような多様な主体が、相互に特性や役割を認識し、対等な立場で、尊重しながら、共通の目的を達成するために協力し合うことが重要です。

活動指標





～地域コミュニティの活性化～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|--------------|
| まちづくりに対する市民意識の向上と、市民活動の活性化の促進 | まちづくり協働課 |
| 市内通学路において暗く危険な場所へ、街路灯の設置 | 防災安全課 |
| 事業所の環境保全活動へのインセンティブを付加する「エコ・ショップ認定制度※」や「エコ事業所登録制度※」への加入促進 | 生活環境課 |
| 「茨城県環境保全施設資金融資制度」の広報などを通じた、事業所の環境保全活動に対する支援実施 | 生活環境課 |
| 「ISO14001※自己宣言」を通じた、市の率先した環境保全活動を推進 | 生活環境課 |
| 学校の授業や野外活動を通じた、生物多様性に対する理解促進や意識啓発 | 生活環境課 指導課 |

～市民参画を促す地域の環境美化活動～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|--|----------|
| 「環境美化パートナーシップ事業」を通じた、市民の環境美化意識の向上や、協働による身近な道路や緑地などの環境美化活動の促進 | まちづくり協働課 |
| 学校の授業などを通じた、子ども達に対する地域環境美化への意識啓発 | 指導課 |
| 環境配慮に継続的に取り組む団体に対する、環境美化活動の支援や表彰の実施 | まちづくり協働課 |

～育成・支援の促進～

| 達成指標を実現するための施策 | 担当部署 |
|---|--------|
| 農業体験などを通じた、農業への理解促進及び地域振興 | 農政課 |
| 市内の中学生を対象とした農業体験の実施など、環境教育の一環とした農業への理解促進 | 農政課 |
| 農用地の貸手農家などに対する助成を通じた農地流動化による、農地集積の促進及び中核農家などの育成 | 農業委員会 |
| 「農業経営基盤強化準備金制度」や「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」などの農業に関わる資金援助の案内を通じた経営支援 | 農政課 |
| 農業を行う上で発生する問題を解消しやすい環境づくりの推進 | 農政課 |
| 県が実施する「いばらき営農塾」への案内などを通じた、新規就農者の育成の促進 | 農政課 |
| 「認定農業者等育成事業」の実施による、認定農業者の経営基盤の強化を促進 | 農政課 |
| 機械などの整備に対する助成を通して、農作業の共同化や農業機械の共同利用を進めることによる地域営農集団の育成の促進 | 農政課 |
| 市内の中学生を対象とした食育指導の実施や、地産地消を取り入れた給食の提供 | 給食センター |



農業体験（トウモロコシの収穫）



田んぼアート

市民の取り組み

- ・ 農業体験に参加しましょう。
- ・ 「いばらきエコ農産物」など、減農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業で生産した作物を選びましょう。
- ・ 地産地消や食育に積極的に取り組みましょう。
- ・ 家庭において、子どもと一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど、環境教育を実践しましょう。
- ・ 「ふるさと体験学習」など、市の自然環境にふれあう自然体験活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 「ふれあい出前講座」などに参加し、環境に関する知識を身に付けましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティなどで行われている環境美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に取り組みましょう。

事業者の取り組み

- ・ 農村交流に関心をもち、農業体験の受け入れを検討しましょう。
- ・ 飲食店では地産地消に取り組み、地元の農産物を積極的に取り入れましょう。
- ・ 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- ・ 環境負荷の少ない事業活動に努め、「エコ・ショップ認定制度」や「エコ事業所登録制度」へ加入登録しましょう。
- ・ 「ふれあい出前講座」など、市が主催する講座などに参加しましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティなどで行われている環境美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

環境教育と環境学習

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」が2004年に施行されてから、8年後の2012年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改正され、全面施行されました。環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動をより幅広い実践的な人材づくりに向けた法律となりました。

その環境教育等促進法の第2条第3項において「「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされています。定義上、環境学習は環境教育に含まれると言えるでしょう。

しかし、地域レベルであっても、地球レベルであっても、環境保全に向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、自らの行動により達成される、との考え方から、「環境教育」ではなく「環境学習」という言葉もいろいろな場面で用いられています。

環境教育・環境学習は法律が制定される以前から行われており、世代や場所を問わない活動と言えます。世代間のコミュニケーション、他地域とのコミュニケーションの場としても用いられています。みなさんも身近な環境教育・環境学習の場を探し、参加してみましょう。きっと普段の生活では得られない体験が待っていますよ！

